

# 4. 司法過疎対策と 常勤弁護士に関する業務



## 4-1 令和4年度における業務の概況

### (1) 常勤弁護士とは

常勤弁護士とは、法テラスとの間で、総合法律支援法第30条その他法令に規定する法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士である。「スタッフ弁護士」とも呼ばれている。

常勤弁護士は、民事法律扶助、国選弁護、司法過疎対策等を担い、セーフティネットとして、一般の弁護士が受任し難い採算性の乏しい事案や対応困難な事案を受任するなど司法アクセス障害の解消という公共性の高い業務を担っている。加えて、高齢者・障がい者、犯罪被害者、外国人などの多様な法的ニーズへの対応、福祉機関等の関係機関との連携強化など、法テラスが求められている各種施策の担い手としての役割も期待されている。

### (2) 司法ソーシャルワークに関する業務

法テラスが行う司法ソーシャルワークとは、地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、高齢・障がい・生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが難しい方々の下に向くなど積極的に働きかけを行い、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図るという取組である。法テラスは、そのようなアプローチが可能となるように、地方公共団体・福祉機関等と連携しながら地域の体制整備も行っている。

法テラスでは、常勤弁護士が司法ソーシャルワークの担い手として、民事法律扶助を活用した出張法律相談や事件受任などを意欲的に行っている。そのほかにも、常勤弁護士が地方事務所の職員と協力し、各地域の司法アクセスに関する課題やその解消方法を検討するとともに、関係機関に対する業務説明等を実践している。

今後も、司法ソーシャルワークに関する業務等において、司法アクセス障害の解消に向け、様々な取組を行っていく予定である。

## 4-2 業務の概要

常勤弁護士が重要な担い手となる司法過疎対策業務とは、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせるものである（総合法律支援法第30条第1項第7号）。

法テラスでは、司法過疎地域に地域事務所を設置し、そこに常勤弁護士を常駐させ、法律相談や裁判代理等の法律事務を幅広く取り扱わせている。また、司法過疎地域事務所を設置していない地域では、巡回相談等を実施している。

## 4-3 常勤弁護士の配置

常勤弁護士は、令和5年3月31日現在、合計204名となり、資料4-1のとおり、合計86か所の事務所（全国49か所の地方事務所・支部、37か所の地域事務所）等に配置されている。

常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。



資料 4-2 常勤弁護士の配置数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
常勤弁護士配置数	198	201	194	183	204

## 4-4 常勤弁護士の確保

### (1) 説明会等の活用

#### ア 情報発信

有能で志の高い弁護士を数多く採用するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報などに関する積極的な広報・説明が必要であることから、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生などを対象とする後記の説明会やイベントの機会に、常勤弁護士の採用案内パンフレット、ポスター等を配布している。インターネット上においても法テラスのホームページ等で情報発信をしており、令和3年度からは、常勤弁護士のドキュメンタリー動画をYouTubeの法テラス（公式）チャンネルで公開し、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用条件などに関する情報を常時発信している。

#### イ 就職説明会の開催等

令和4年度は、司法修習終了直後の弁護士を採用するため、司法修習生を対象とする採用情報等に関する就職説明会をオンラインで合計12回開催した。また、常勤弁護士の多様な取組と魅力について紹介するため、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生などを対象に、常勤弁護士による連続講演会録画視聴会（全3回）をオンラインで開催した。その他、弁護士会等が主催する就職説明会への参加（合計9回）、法科大学院等が主催する就職説明会への参加（合計5回）、司法試験予備校が主催するイベントへの参加（合計3回）、日本弁護士連合会との共催による法科大学院生を対象とした業務説明会（合計2回）、高校生・大学生向けのイベントへの参加、大学・法科大学院の講義への常勤弁護士の講師派遣（合計16回）、各地の法律事務所での司法修習生等の訪問受入れなど、常勤弁護士の業務内容等を周知するための活動を行った。

#### ウ エクスターンシップ及び選択型実務修習の受入れ

常勤弁護士の業務を直接体験し、その業務への理解を深めてもらうため、全国の法科大学院からの依頼を受け、各地の法テラスの法律事務所において法科大学院生のエクスターンシップの受入れを実施している。

これに加え、司法研修所における選択型実務修習に参加し、各地の法テラスの法律事務所における司法修習生の受入れも実施している。

#### エ 法曹経験者に向けた広報

以上とは別に、法曹として一定の実務経験を有する人材を確保するため、日本弁護士連合会が運営する求人情報サイトに常勤弁護士の募集情報を常時掲載している。併せて同会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内情報欄にも募集案内を掲載して周知を図っている。このように、転職を検討している弁護士に焦点を絞った情報発信を行うことで、経験豊富な中堅弁護士の採用に向けた効果的な周知を図るなど、幅広い層に対して積極的な広報活動を行っている。

## (2) 採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する制度を導入した。

この制度によって採用した常勤弁護士については、比較的短期間で即戦力となるよう養成するため、集合研修や養成事務所におけるOJTによる実務指導などを実施している。

なお、常勤弁護士の採用に当たっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての資質を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、法テラスの採用面接において、実務処理能力やコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

## 4-5 司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で弁護士による司法サービスの提供が乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

そこで、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している他の支部が存在しない地域において、当該地方裁判所支部管内の人口や、民事・刑事の各事件数、弁護士会・地方公共団体その他関係機関の支援体制などを考慮して、司法過疎地域事務所を設置している。

司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-3のとおりである。

資料 4-3 司法過疎地域事務所の設置数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
過疎地域事務所 設置数	35	34	34	34	34

いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件などのほか、有償でも法律事務全般（総合法律支援法第30条第1項第7号に規定する法律事務）を幅広く取り扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

## 4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備

### (1) 実務研修

#### ア 本部主催の研修

法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日頃の実務に必要な知識・技術を身に付けられるような様々な研修を実施している。

裁判員裁判においては、一般事件の刑事弁護とは異なる弁護技術が必要とされることがあるため、裁判員裁判への対応に主眼を置いた受講者参加型の研修を実施している。具体的には、常勤弁護士等が実際に取り扱った裁判員裁判を素材として、その内容を報告・研究する研修や、事前に与えられた課題について少人数でディスカッションを行う研修がある。

また、法律事務所を訪れる相談者が精神疾患その他様々な困難を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視点を持ち、適切な対応ができるようになることを目的としたパーソナリティ障害対応研修を実施している。

さらに、平成28年度以降は、常勤弁護士の更なる資質の向上を図るため、法律事務所へ赴任して4年目以降の常勤弁護士を対象とした業務研修を実施している。

司法修習終了直後に採用した常勤弁護士については、法テラスの法律事務所へ赴任する前に、他の常勤弁護士に比してより綿密な指導・育成が必要であるため、1年間の養成期間満了時には常勤弁護士としての基本的な技能・知識を習得できるよう、通年の研修スケジュールに基づいて、民事事件・刑事事件の基礎的な処理方法などに関する研修を実施している。

#### イ その他の研修

全国を9つのブロックに分け、各地で勤務する常勤弁護士が研修内容などを企画し運営する、地方の実情に応じたブロック別研修を実施している。

さらに、常勤弁護士を研修員として法務省に派遣し、外部研修を受けさせている。

## 資料 4-4 常勤弁護士に対する実務研修実施状況

## 1 本部主催研修

## (1) 養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和4年5月19日～20日(74期) 令和5年1月19日～20日(75期)	【新任業務研修】(集合形式) 日本司法支援センターの組織及び業務の解説、法テラス業務についての講義、演習等
令和4年6月27日～28日、 12月15日～16日(74期) 令和5年2月21日～22日(75期)	【定期業務研修】(集合形式) 民事演習、刑事演習、先輩常勤弁護士との座談会等
令和4年7月13日、8月2日	【刑事特別研修】(WEB形式) 研修用設例を元にした刑事演習
令和5年3月16日～17日	【赴任前業務研修】(集合形式) 民事法律扶助業務について、国選弁護業務について、受託業務について、有償事件について、マネジメント講習(法律事務所のマネジメント～法律事務所職員との関わり方)、スタッフ弁護士としての心構え、各種規程と手続について等

## (2) 赴任中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和4年6月10日～11日	【法廷弁護技術研修】(集合形式) 法廷弁護についての演習及び講義
令和4年7月25日～26日	【パーソナリティ障害対応研修】(集合形式) 模擬法律相談及びそのフィードバック・ディスカッション、講義「難しい相談者・依頼者の理解のために」、同「对人的困難の精神分析的・精神医学的理解」、事例検討会等
令和4年11月17日～18日	【赴任2年目業務研修】(集合形式) 刑事演習、労働事件演習等
令和5年3月6日～7日	【赴任4年目業務研修】(集合形式) 刑事事例研究演習、民事事例研究演習、法テラス組織概論、法律事務所マネジメント等

## (3) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
令和4年8月2日	【裁判員裁判専門研修】(WEB形式) 責任能力を争う事件の基礎知識についての講義、事例紹介
①令和4年10月7日 ②令和5年3月28日	【裁判員裁判事例研究研修】(集合+WEB形式) 責任能力が問題となる事件での取調べ対応、起訴前鑑定を踏まえた方針決定、鑑定人尋問の目標や注意点、「幼児に対する保護責任者遺棄致死事例」での量刑のケースセオリー、量刑が問題となる事例での配布資料等をテーマとした事例研究研修

## (4) 霊感商法等対策に関する業務研修

実施日	講義・演習内容
①令和4年11月8日 ②令和4年11月29日 ③令和4年12月22日	【基礎的な研修】(WEB形式) 霊感商法等による被害への対策と法律事務をテーマとした研修
令和5年3月8日	【被害実態等に関する研修】(集合形式) 被害の経験談、家族への対応方法、カルト宗教による被害とその予防、カルト問題の本質と弁護士の使命等をテーマとした研修

## (5) その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
下記2参照	【ブロック別研修】(集合形式) 各ブロックにおいて講義・講演内容を策定
令和4年9月9日	【全国経験者交流会】(集合+WEB形式) 全国各地に赴任している常勤弁護士による各地での活動報告、現制度の在り方や問題点、今後の課題等に関する議論等

## 2 ブロック別研修

## 各ブロック別地方事務所の構成と研修実施内容

(注) 常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

## 関東Aブロック：埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟

実施日	研修内容
①令和4年6月16日～17日	精神科医療に関する講義及び施設見学、常勤弁護士による事例・活動報告等
②令和4年11月22日	「社会的養護出身者や若者が抱える問題点や支援の在り方、法的支援の必要性」をテーマとする講義及び施設見学、常勤弁護士の活動・取組の報告等

## 関東Bブロック：東京・千葉・静岡・長野

実施日	研修内容
①令和4年4月15日	「刑事弁護における福祉連携」をテーマとする出口・入口支援についての講義、常勤弁護士による事例報告等
②令和4年10月14日	量刑事件の公判弁護活動についての模擬事案を用いた実演による事例検討

## 近畿ブロック：大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山

実施日	研修内容
①令和4年7月8日	常勤弁護士による各法律事務所における運営・業務の取組報告、事例検討・意見交換等
②令和5年2月14日	兵庫県における「子どもの意見表明支援員」(一時保護中の児童を対象とした出張相談の取組)を参考に、他地域での同様の取組についての実践検討

## 中部ブロック：愛知・三重・岐阜・福井・富山

実施日	研修内容
①令和4年7月28日～29日	黒部市社会福祉協議会による地域連携事業の講義、引きこもり支援をテーマとする施設見学、常勤弁護士による活動報告等
②令和5年2月10日～11日	名古屋国際センター職員による外国人相談に関する事例・課題についての講義、常勤弁護士による活動・事例報告等

## 中国ブロック：広島・山口・鳥取・島根

実施日	研修内容
①令和4年7月29日～30日	被災者支援活動の質の向上をテーマとした被災地視察、法テラス広島の広島県災害復興支援士業連絡会の事務局としての活動報告、各法律事務所の活動報告等
②令和4年11月17日～18日	松江市の成年後見制度利用促進活動についての講義、性暴力被害に関する講義、常勤弁護士による事例報告等

## 九州ブロック：福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄

実施日	研修内容
①令和4年6月23日～24日	常勤弁護士の活動・取組等の報告、福岡地検刑事部長による刑事事件についての講演、ブロック内の刑事無罪事件の事例報告等
②令和4年12月1日～2日	法律相談についての事例検討、常勤弁護士による司法ソーシャルワーク活動報告、関係機関との連携活動についての検討等

## 北海道・東北ブロック合同：函館・旭川・釧路・宮城・福島・岩手・秋田・青森

実施日	研修内容
①令和4年5月26日～27日	常勤弁護士による事例・活動報告、行政担当者が考える法テラスとの連携必要性、精神科医による障がい者等への対応方法についての講義等
②令和4年11月25日～26日	福祉機関関係者による業務内容・弁護士との連携事案についての講義、行政での生活保護担当部署経験のある常勤弁護士による生活保護制度についての講義等

## 四国ブロック：香川・徳島・高知・愛媛

実施日	研修内容
①令和4年6月24日～25日	刑事事件における実務についての講義、再犯防止についての講義及び施設見学等
②令和4年12月16日～17日	徳島県地域生活定着支援センター職員による高齢者、受刑者等への法的支援についての講義、常勤弁護士による事例・活動報告等

## (2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の経験豊富な弁護士が研究員として、常勤弁護士が取り扱う主に裁判員裁判について個別具体的な指導・助言を日常的に行うことにより、常勤弁護士の弁護技術の向上を図っている。

常勤弁護士業務支援室においては、日常的に、常勤弁護士が取り扱う民事・家事・裁判員裁判以外の刑事事件などについて個別具体的な指導・助言を行っている。指導・助言を行っているのは、弁護士実務経験の豊富な弁護士や司法研修所の弁護教官経験者、元常勤弁護士、ソーシャルワーカーとしての経験を有する社会福祉士等の専門員である。そのほか、若手の常勤弁護士に対するフォローアップを実施するなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図っている。

また、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室が、常勤弁護士に対する実務研修を企画・実施するとともに、アンケート結果などを踏まえて研修内容を随時見直し、より充実した研修の実施に努めている。